

1. よりよい生活のために

…困った時の相談窓口…

(1) ケースワーカーによる相談

利用できる福祉サービスの紹介、他のサービス機関との連携等、問題解決のお手伝いをします。また、必要があれば、ご家庭を訪問します。

※高齢者支援課は、介護保険の相談・認定申請の窓口でもあります。

《問い合わせ先》

高齢者支援課

Tel 421-6128 Fax 424-2011

(2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、常に住民の立場で相談に応じる「身近な相談相手」であるとともに、必要に応じて専門機関や福祉サービス等の情報提供を行います。

また、適切な機関等につなぐ「支援へのつなぎ役」となり、地域住民自らが課題を解決するための支援を行います。それぞれの委員が一定の地域を担当し、無償で地域福祉活動を行っています。

《問い合わせ先》

社会福祉課

Tel 421-6121 Fax 424-8931

(3) 心配ごと相談・弁護士相談

ひとりで悩んでいませんか？悩みごとや困りごとの相談にも応じています。

費用は無料ですので、お気軽にご利用下さい。

《問い合わせ先》

四街道市社会福祉協議会

Tel 422-2945 Fax 422-2807

相談内容・場所	総合福祉センター	南部総合福祉センター (わろうべの里)
心配ごと相談	毎月第2水曜 13時～16時 (要電話予約)	
弁護士相談 (予約制) 事業に関する相談は除く	毎月第1・第3水曜 13時～16時 (要電話予約)	毎月第2水曜 13時～16時 (要電話予約)

※心配ごと相談予約方法

来月の予約は、相談日翌日から月末までに電話で受付

※弁護士相談予約方法

相談日の翌日朝9時から、次回分の予約を電話で受付
(ご相談は、おひとり年3回までとさせていただきます。)

(4) 地域包括支援センター

高齢者の皆さんが、住みなれた地域で自分らしい生活を続けていただけるよう「地域包括支援センター」を設置しています。

地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、認知症地域支援推進員が連携し、高齢者やその家族への支援を行っています。

【総合相談支援事業】

◇地域包括支援センターでは、専門の職員が介護に関する相談、健康・福祉・医療に関すること、認知症に関することなど、高齢者の皆さんやご家族などからのご相談に対応します。

【総合事業・介護予防サービスに関するケアマネジメント業務】

◇高齢者の皆さんができる限り地域で自立した生活を送れるようにするため、介護予防のお手伝いをします。

◇基本チェックリストで事業対象者と認定された方、介護保険で要支援1・要支援2に認定された高齢者の皆さんの総合事業や介護予防サービス利用等のお手伝いをします。

【権利擁護事業】

◇お金の管理や契約に関することに不安がある、頼れる家族がない場合などには、成年後見制度が利用できます。この制度を必要とする方への支援をします。

◇高齢者への虐待の早期発見・対応に努め、必要に応じて、他の機関と連携して、高齢者の皆さんを守り、養護者（介護者）の支援も行います。

◇悪質な詐欺商法や消費者金融などの消費者被害の防止など、さまざまな権利に関する相談に対応します。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】

◇より暮らしやすい地域づくりのために、地域のケアマネジャーや医療機関を含め、さまざまな関係機関とのネットワーク作りを進めています。

市内には3つの地域包括支援センターがあります。お住まいの地区によって担当が異なります。

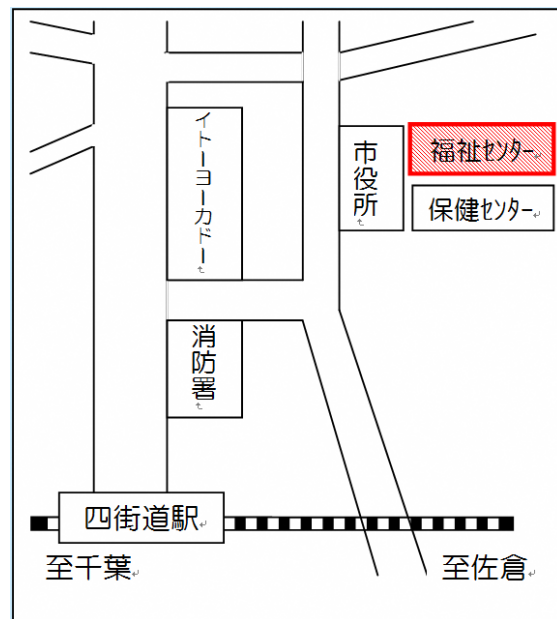


四街道市中央地域包括支援センター

担当地区 内黒田（316-28 から 85、735 から 748、968、973、989、990）、栗山（666 から 682、726 から 762、772-10 から 23 以外）、つくし座、さちが丘、鹿渡（鹿渡 1 区、すみれ台）、中央、大日、下志津新田、さつきヶ丘、鹿放ヶ丘、四街道、四街道 1 丁目、四街道 3 丁目、萱橋

開所時間 月曜日～土曜日 8:30～17:15
 年末年始（12月29日～1月3日）、祝日を除く

連絡先 四街道市鹿渡無番地 総合福祉センター分館
 電話 043-420-6070 FAX043-424-6707

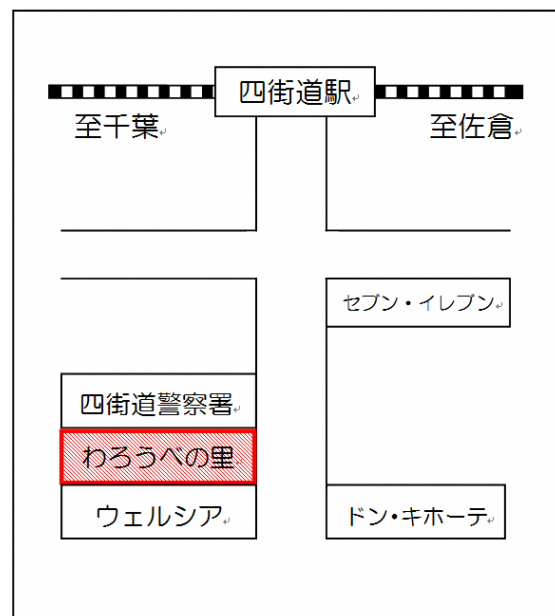


四街道市みなみ地域包括支援センター

担当地区 四街道 2 丁目、鹿渡（鹿渡、鹿渡 2 区、第 2 グリーンタウン、向南台）、みのり町、和良比、美しが丘、めいわ、小名木、吉岡、旭ヶ丘、鷹の台、みそら、山梨、成山、中台、中野、南波佐間、上野、和田、たかおの杜

開所時間 月曜日～土曜日 9:00～17:15
 毎月第 4 月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）、祝日を除く

連絡先 四街道市和良比 635-4
 南部総合福祉センターわろうべの里 2 階
 電話 043-497-5165 FAX043-497-5166

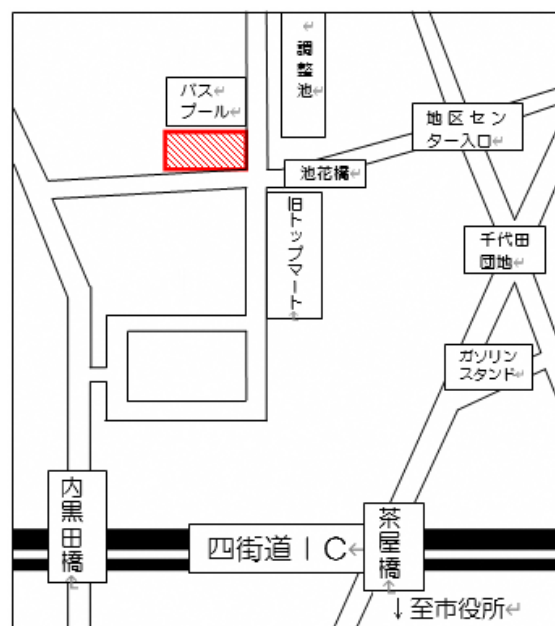


四街道市千代田地域包括支援センター

担当地区 亀崎、物井、長岡、内黒田（316-28 から 85、735 から 748、968、973、989、990 以外）、千代田、池花、もねの里、栗山（666 から 682、726 から 762、772-10 から 23）

開所時間 月曜日～土曜日 8:30～17:15
 年末年始（12月29日～1月3日）、祝日を除く

連絡先 四街道市池花 2-22-4
 電話 043-497-2430 FAX043-497-2431



(5) 認知症相談

◇四街道市の相談先

四街道市中央地域包括支援センター	TEL 043-420-6070
四街道市みなみ地域包括支援センター	TEL 043-497-5165
四街道市千代田地域包括支援センター	TEL 043-497-2430
四街道市役所 高齢者支援課	TEL 043-421-6128

◇認知症に関する電話相談

ちば認知症相談コールセンター TEL 043-238-7731
(県内のプッシュ回線の固定電話からは、局番なしの#7100)

・電話相談日 (月・火・木・土曜)

・面接相談日 金曜 (予約制)

※ 相談時間 10時～16時

認知症の人と家族の会 TEL 0120-294-456

月曜～金曜 10時～15時 ※祝祭日、夏季・年末年始を除く

若年性認知症コールセンター TEL 0800-100-2707

月曜～土曜 10時～15時 (水曜のみ 10時～19時) ※祝祭日、年末年始を除く

千葉県若年性認知症専用相談窓口(千葉大学医学部附属病院内) TEL 043-226-2601

月・水・金曜 9時～15時 ※祝祭日、年末年始を除く

◇街かど相談所 ※予約制 (受付時間 年末年始・祝日を除く月曜～金曜 9時～16時)

チェリーコートグループホーム	大日 526 番地 2	TEL 043-422-0621
四街道ケアセンターそよ風	物井 1596 番地 4	TEL 043-304-7411
グループホームよしおか	吉岡 1803 番地 5	TEL 043-310-5501
グループホームもののいの家	物井 1806 番地 12	TEL 043-421-2030
はなまるホーム四街道	鹿渡 593 番地	TEL 043-433-6670

◇認知症疾患医療センター (千葉県ホームページより R7 年 11 月時点)

認知症についての専門医療相談、鑑別診断等を行う医療機関。

※受診前に「かかりつけ医」に相談してください。

日本医科大学千葉北総病院	印西市鎌苅 1715	TEL 0476-99-0413
八千代病院	八千代市下高野 549	TEL 047-488-2071
千葉病院	船橋市飯山満町 2-508	TEL 047-496-2255
旭神経内科リハビリテーション病院	松戸市栗ヶ沢 789-1	TEL 047-330-6515
北柏リハビリ総合病院	柏市柏下 265	TEL 04-7110-6611
袖ヶ浦さつき台病院	袖ヶ浦市長浦駅前 5-21	TEL 0438-63-1119
浅井病院	東金市家徳 38-1	TEL 0475-58-1411
東条病院	鴨川市広場 1615	TEL 04-7093-6046
総合病院国保旭中央病院	旭市イの 1326	TEL 0479-63-8111
千葉ろうさい病院	市原市辰巳台東 2-16	TEL 0436-78-0765
千葉大学医学部附属病院 (千葉市指定)	千葉市中央区亥鼻 1-8-1	TEL 043-226-2736

◇認知症カフェ

認知症の方や家族、認知症に関心のある地域の方が団らんや情報交換する場です。

名称	住所	とき	費用	申し込み 問い合わせ
オレンジカフェ ちよだ	千代田 5-4 千代田中学校 地区地域福祉館	第 4 日曜 10 時～11 時 30 分 ※12 月のみ第 3 日曜	100 円 程度	千代田地域包括 支援センター 043-497-2430
オレンジカフェ りんごの樹	鹿渡 933-136 日替わり Café の店 りんごの樹	第 2 火曜 10 時～12 時	600 円 程度	中央地域包括 支援センター 043-420-6070
オンライン オレンジカフェ	オンライン (ZOOM開催)	第 3 水曜 10 時～11 時	無料 通信費は 自己負担	
T' s カフェ	大日 324-14	第 2 金曜 14 時～16 時	100 円 程度	
もくいち CAFE	大日 105-19 桜ヶ丘中央区 コミュニティセン ター	第 1 木曜 13 時 30 分～15 時 30 分	100 円 程度	
オレンジカフェ わろうべの里	和良比 635-4 わろうべの里	第 3 水曜 (3 月は第 4 水曜) 10 時～12 時	100 円 程度	みなみ地域包括 支援センター 043-497-5165
オレンジカフェ クローバー	つくし座 1-3-4 クローバーケア つくし座 デイサービス	偶数月 第 2 日曜 13 時 30 分～15 時 30 分	100 円 程度	クローバーケア つくし座 デイサービス 043-309-6951
オレンジカフェ のどか	千代田 5-36-9 アクティブのどか	第 1、3 土曜 9 時～12 時	300 円 程度	アクティブのどか 043-376-7896
オレンジカフェ みそら	みそら 2-16-1 みそら自治会 集会場	第 4 金曜 13 時 30 分～15 時	無料	みそら自治会集会場 043-432-9429
オレンジカフェ 旭ヶ丘	旭ヶ丘 1-9-13 旭ヶ丘自治会館	2 ヶ月に 1 回 第 3 または第 4 土曜 13 時 30 分～15 時 30 分	100 円 程度	旭ヶ丘自治会館 043-375-4686

※実施状況や費用などについては変わる可能性がありますので、事前にご確認の上ご参加ください。

(6) 介護予防について

《問い合わせ先》

高齢者支援課

Tel 421-6128 Fax 424-2011

【各種健康講座】

介護予防についての講話や実技の講座を市政だより等で随時お知らせしています。

【週いち貯筋体操】

65歳以上の方が、週一回、身近な場所で身近な仲間と行う筋力強化体操です。各自の体力に合わせて手足につける重りを調節しながら自分たちで行います。

～体操実施の条件～

- ・週一回体操のできる場所がある
- ・週一回5人以上集まれる仲間がいる
- ・次の物品が準備できる(椅子、CDデッキ)

自治会・シニアクラブ等の団体で実施しています。

体験の申込み：社会教育課の生涯学習まちづくり出前講座のメニューに、「週いち貯筋体操の紹介」がありますので、ご利用ください。

(7) 成年後見制度

《問い合わせ先》

高齢者支援課

Tel 421-6128 Fax 424-2011

判断能力が不十分な方は、財産の管理や福祉サービスの利用契約、遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難だと考えられます。また、悪質な商法の被害に遭う恐れもあります。成年後見制度とは、本人の生活や権利を守るため、契約を本人に代わって行ったり（代理権）、本人が誤った判断で契約をした場合はその契約を取り消すことができる（同意権・取消権）などの権限を、家庭裁判所が選任した成年後見人等（補助人、保佐人、成年後見人）や任意後見人に与え、本人の生活状況に応じた保護や支援を行う制度です。

後見制度には、大きく分けて法定後見制度と、任意後見制度があります。

- ◇法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度
- ◇任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を決めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度

【成年後見制度の申立受付・相談】

千葉家庭裁判所（相談のみ）

Tel 043-333-5321

千葉家庭裁判所 佐倉支部

Tel 043-484-1243

【成年後見制度の相談、手続代行、成年後見人等の紹介】

千葉県弁護士会 千葉法律相談センター TEL 043-227-8954
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部（千葉司法書士会）
TEL 043-301-7831
一般社団法人 千葉県社会福祉士会権利擁護センター 「ばあとなあ千葉」
TEL 043-238-2866
公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部（千葉県行政書士会）
TEL 043-221-4192
千葉県税理士会 成年後見支援センター TEL 043-242-6323
一般社団法人 社労士成年後見センター千葉 TEL 043-307-5830

【任意後見契約について】

千葉公証役場 TEL 043-222-2876

【市長による審判請求手続】

65歳以上の方で、次のいずれにも該当する方について、市長による審判請求を行っています。

- ①判断能力が十分でないため日常生活を営むことに支障がある方
 - ②審判請求を自ら行うことが困難である方
 - ③配偶者又は2親等以内の親族による保護又は審判請求が期待できない方
 - ④本市の介護保険サービスを利用している、又は利用しようとしている方
- ※本人の収入、預貯金額等に応じ、申立費用の自己負担が発生する場合があります

（8）成年後見人等への報酬費助成

収入や資産等の状況から、家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬を支払うことが困難な高齢者（65歳以上）の方に助成を行います。

《問い合わせ先》

高齢者支援課

Tel 421-6128 Fax 424-2011

【対象者と要件】

本市に居住し、かつ住民基本台帳に記録されている方で、次の①又は②のいずれかに該当する方

- ①生活保護を受給している方
- ②次のいずれにも該当する方
 - ア 報酬付与の審判を請求した年度（4月から6月までの間に請求をした場合にあつては、前年度）分の市町村民税非課税世帯に属する方
 - イ 報酬付与の審判を請求した年の前年の年間収入額が150万円以下である方
 - ウ 報酬付与の審判の請求に係る財産目録に記載された現金、預貯金及び有価証券等換金可能な資産の合計額が100万円以下である方

- *本市に居住していない場合においても、介護保険法に規定する住所地特例対象施設に入所されている方も対象となる場合があります。
- *成年後見人等が成年被後見人等の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹であるときは助成の対象外となります。
- *成年被後見人等が本市の住所地特例施設に入所したり、病院に長期入院したことにより本市に転入したときは助成の対象外となります。

【対象費用】

上限額については、以下のとおりとなります。
 在宅生活中の方：月額 28,000 円以内
 施設入所中の方：月額 18,000 円以内

【申請期限】

報酬付与の審判の決定があった日の翌日から起算して3ヶ月以内に申請して下さい。

(9) 避難行動要支援者避難支援体制整備事業

【内容】

平常時から地域住民同士で災害時の備えを行っていく事業です。

災害が起きたときに支援を必要とする方に対して、区・自治会、民生委員等の避難支援等関係者が協力して避難支援体制を整備します。

《問い合わせ先》
 高齢者支援課
 Tel 421-6128 FAX 424-2011

◇対象者（避難行動要支援者）

災害時に自ら避難することが困難で、特に支援が必要と思われる、次の方が対象です。

- ① 要介護認定の要介護度が3～5と認定されている方
- ② 要介護認定の要介護度が1又は2と認定されているひとり暮らしの65歳以上の方

※上記以外でも、単独での避難が困難と思われる方は対象となります。ご相談ください。

◇避難支援を受けるには

支援を希望する方は、高齢者支援課に備えてある「避難行動要支援者名簿登録申請書（調査票）兼情報提供同意書」を提出してください。

調査票の提出には、支援に必要な個人情報（氏名・生年月日・住所・電話番号等）を、区・自治会、民生委員等の避難支援等関係者へ情報提供することへ同意いただくことが前提です。

また、市ホームページからもダウンロードできます。いずれも困難な方は高齢者支援課まで連絡ください。

(10) ふくしの総合相談窓口

従来の支援体制では対応が困難な、複合化・複雑化した支援ニーズに対して、属性を問わない包括的な支援体制を推進することを目指して設置された窓口です。

支援対象を問わず、多機関と連携して支援プランを策定し、相談者を適切な支援機関に橋渡しします。

さらに支援が届いていない人への継続的な働きかけや、社会参加が難しい方に向けた居場所づくりを行います。

また、どこに相談すればいいかわからない方のお話を伺い、適した支援機関につなぎます。

《問い合わせ先》
ふくしの総合相談窓口
(四街道市総合福祉センター分館)
Tel 308-8070
相談日：月曜～金曜
8時30分～17時15分

相談事業の内容

【多機関協働事業】

単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズに対する、事例の調整役を担うとともに、支援関係機関等と協力し、支援プランの策定等に取り組みます。

【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】

複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し、支援を届けるために継続的に働きかける伴走型支援を行います。

【参加支援事業】

既存の社会参加に向けた事業に自力での対応ができない本人のため、地域の社会資源や支援メニューとのマッチングを行うなど、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

